

別海町史等編さん業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

別海町では、町の開基150年を記念して刊行する別海町史及び記念誌について、専門的な技術、高い編集力・校正力を有する専門業者に業務を委託することで、効率的かつ高品質な町史等の編さんを実現するため、プロポーザル方式により当該業務委託に最も適した受注者の選定を行う。

この要項は、プロポーザル方式による受注者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要（詳細は仕様書のとおり）

(1) 名称 別海町史等編さん業務委託

(2) 期間 令和8年5月（契約日の翌日）から令和10年3月31日まで（長期継続契約）

(3) 内容

ア 町史アドバイザリ業務（進行計画、企画構成、資料収集、取材等）

※町史の執筆、印刷製本等の業務は、令和10年度から令和13年度までの業務委託で別に発注する。

イ 記念誌作成業務（進行計画、企画構成、資料収集、取材、執筆、編集、印刷製本等）

(4) 予算 令和8年度 5,610千円、令和9年度 7,040千円

(5) 方針 別紙編さん基本方針のとおり

(6) 担当 総務部総務防災・基地対策課総務行政担当

電話 0153-75-2111（内線 2111）

FAX 0153-75-0371

e-mail soumu@betsukai.jp

3 業務の全体スケジュール

(1) 記念誌

業務内容	令和8年度	令和9年度	備考
進行計画の作成	○(5月)		
企画・構成の作成	○		
編さん委員会との連携	○	○	年6回以内
資料収集、管理	○	○	
現地調査、取材	○	○	
町民周知の協力	○	○	
原稿の執筆	○	○	執筆要領作成を含む。
紙面の編集		○	
印刷製本		○	
電子データの作成		○	
成果品の納品		○	

進捗状況の報告	○	○	2箇月に1回以上
業務打合せ	○	○	適時

(2) 町史

業務内容	令和8年度	令和9年度	備考
進行計画の作成	○(5月)		
企画・構成の作成	○	○	
編さん委員会との連携	○	○	年6回以内
資料収集、管理	○	○	
現地調査、取材	○	○	
町民周知の協力	○	○	
執筆要領の作成	○	○	
成果品の納品		○	
進捗状況の報告	○	○	2箇月に1回以上
業務打合せ	○	○	適時

4 受注者決定までの事務スケジュール

2月19日(木)	公募開始
3月5日(木)	実施要領等に関する質問の提出期限
3月12日(木)	質問に対する回答日
3月19日(木)	提案書の提出期限
3月27日(金)	提案説明会、提案審査
4月3日(金)	結果通知
5月下旬	契約締結

※事務スケジュールは、変更する場合があります。

5 公募条件

(1) 次のいずれかに該当する者を参加対象とする。

ア 別海町の競争入札参加資格者台帳に登録されている者。ただし、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成24年別海町訓令第52号）に基づく指名停止の措置を受けている者を除く。

イ 別海町の競争入札参加資格者台帳に登録されていない者で7(2)の書類を提出する者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(ア) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 契約に関して不正行為をし、競争入札への参加を排除されている者

(ウ) 税を滞納している者

(エ) 別海町暴力団排除条例（平成24年別海町条例第23号）第2条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団関係事業者に該当する者

(オ) 過去5年間に町史等編さん業務の類似業務の実績がない者

(2) 公募条件の審査は提案書の審査と併せて行う。

6 提案内容

提案内容	記念誌	町史	備考
業務体制、町との連携体制	○	○	
進行計画の内容、進行管理の方法	○	○	
企画・構成の内容、作成方法	○	○	見本を示すこと。
編さん委員会との連携	○	○	
資料の収集、整理、管理方法	○	○	
現地調査、取材の方法	○	○	
町民周知の協力内容	○	○	
原稿の執筆	○	○	町史は執筆要領の作成のみ
紙面の編集	○		
印刷製本の内容	○		
電子データの内容	○		
成果品の整理方法、納品方法	○	○	
独自提案	○	○	
委託料	○	○	令和8年度、令和9年度

※記念誌の提案と町史の提案が共通する内容は、一括で提案できる。

7 提出書類

(1) 本業務の選定に参加する者は、次の書類を提出すること。(A4又はA3版、カラー可)

種類	様式	部数	備考
参加申込書	第1号様式	3部及び電子データ	
誓約書	第2号様式		
類似業務実績一覧	第3号様式		
業務実施体制表	任意様式		
業務従事者一覧	第4号様式		
提案書	任意様式		
事業者概要説明資料(パンフレット等)	任意様式		
参考見積書(2年分)	第5号様式		
参考見積内訳書(2年分)	任意様式		

(2) 5(1)イの提出書類は次のとおり(A4又はA3版、カラー可)

種類	様式	部数	備考
代表者身分証明書(写)		1部及び電子データ	個人のみ
登記事項証明書(写)			法人のみ
国税、都道府県税、市町村税の納税証明書			
貸借対照表及び損益計算書(前年度分)	任意様式		

営業所一覧表	資格要領第5号様式	
業務実績書（前年、前々年）	資格要領第3号様式の1	
誓約書	第7号様式	
委任状	第8号様式	

※資格要領：競争入札参加資格関係事務処理要領（平成24年別海町訓令第51号）

(3)(1)及び(2)の提出書類は返却しない。

8 提案書等の提出方法

(1) 郵送又は持参により必要部数を総務部総務防災・基地対策課（北海道野付郡別海町別海常盤町280番地）に提出するとともに、郵送又はEメール（soumu@betsukai.jp）送信により電子データも提出する。（提出時の企画説明は受けない。）

なお、郵送又はEメール送信の発送（発信）時に電話連絡を行うこととする。

(2) 提出後に辞退する場合は、直ちに電話で連絡し、辞退書（任意様式）を提出することとする。

(3) 提案書等の作成、提出等に係る費用は、事業者の負担とする。

(4) 提案書等の追加、変更、再提出等は認めない。

9 提案書等の提出期限

令和8年3月19日（木）（受付時間：8時45分から17時30分まで）

10 質疑応答

(1) 質問は、質問書（第6号様式）の提出により行う。

なお、提出方法は、Eメール（soumu@betsukai.jp）による提出とする。

(2) 提出期限は、令和8年3月5日（木）17時30分とする。

(3) 質問に対する回答は、令和8年3月12日（木）17時30分までに別海町ホームページへ掲載することで行う。

11 審査委員会

提案内容等の審査は、別海町史等編さん業務委託プロポーザル審査委員会が行う。

12 審査スケジュール

(1) 日時

令和8年3月27日（金）13時15分から

(2) 場所

別海町役場201会議室

(3) 手順

ア 事業者から、提案書、パソコンによるモニター映写画面等により説明を受ける。

なお、説明時間は50分（プレゼンテーション35分、質疑応答15分）以内とする。

イ 説明後、各委員は提案内容を採点し、基準点を越えた事業者の中から合計点の高い事業者を第1位と決定する。

ウ 第1位と決定した委員が多い事業者を契約候補者に選定する。

なお、第1位と決定した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数が高い事業者を契約候補者に選定する。

また、各委員の合計点を集計した点数が同数である場合は、見積金額が低い事業者を契約候補者に選定する。

エ 契約候補者と協議を行った結果、当該候補者が契約の相手方とならなかった場合は、審査の次点の事業者を契約候補者とする。

(4) その他

ア 日時等の詳細は、事業者に別途連絡する。

イ 説明で使用する機材について、総務部総務防災・基地対策課に事前連絡すること。

ウ 提案説明会の説明資料として、製本した年史等を使用する場合は、提案書と併せて提出すること。(製本した年史等は説明会後に返却する。)

13 審査項目

別紙「審査表」のとおり

14 審査結果の通知

契約候補者の決定後、事業者の結果を通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立て等については、一切受け付けない。

15 その他

(1) 本業務に係る提案は、1事業者あたり1件までとする。

(2) 本業務の第3者への再委託は認めないこととする。

(3) 事業者は、本業務に関して当町が提供した情報等を提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。なお、契約候補者にならなかった事業者も同様とする。

(4) 本業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、すべて事業者負担とする。

(5) 契約候補者の決定後、本業務の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。

(6) 本業務に関係する一切の営業活動及び情報収集活動(「10 質疑応答」記載事項を除く。)を禁止する。

(7) 選定した事業者の提案内容の著作権は、町に帰属する。

(8) この契約候補者の選定は、本業務に係る令和8年度以降の予算について議会の議決を得られることを条件として実施するため、当該予算が議決されなかった場合又は当該予算を変更した場合には、契約内容の変更、契約延期又は契約取り止めを行う場合がある。この場合において、契約候補者に不利益が生じたとしても、町は責めを負わない。

16 問合せ先

総務部総務防災・基地対策課総務行政担当

第1号様式

参加申込書

年 月 日

別海町長 様

所在地
名称
代表者氏名

別海町史等編さん業務委託に係るプロポーザルに参加したいので、次のとおり必要書類を添えて申込みます。

記

- 1 誓約書
- 2 類似業務実績一覧
- 3 業務実施体制表
- 4 業務従事者一覧
- 5 提案書
- 6 事業者概要説明資料
- 7 参考見積書
- 8 参考見積内訳書

<連絡先>

住 所	
所属部署	
職 氏 名	
電話番号	
F A X 番号	
Eメールアドレス	

第2号様式

誓約書

年 月 日

別海町長 様

所 在 地

名 称

代表者氏名

別海町史等編さん業務委託に係るプロポーザルへの参加にあたり、参加条件に該当することを誓約します。

また、提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

第3号様式

類似業務実績一覧

名称

1 編さん業務実績件数（令和6年度）
件

2 年史編さん業務実績（平成27年度以降完了分）

No.	発注者	業務名	業務内容	契約期間	金額（税込）

※記載する件数は3件以内とする。

3 記念誌編さん業務実績（平成27年度以降完了分）

No.	発注者	業務名	業務内容	契約期間	金額（税込）

※記載する件数は3件以内とする。

第4号様式

業務従事者一覧

名称

役割	所属、職氏名	業務実績 (業務名)	実務年数	保有資格 (名称、取得年月日)

備考

- 1 業務従事者が5名を超える場合は、行を増やして記入すること。
- 2 保有資格の記載は4つを上限とし、本業務に関連する資格を優先的に記入すること。
- 3 業務実績の記載は4つを上限とし、本業務に類似する業務を優先的に記入すること。

第5号様式

参考見積書（2年分）

年 月 日

別海町長 様

所在地
名称
代表者氏名

別海町史等編さん業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、参考見積書を提出します。

記

見積金額	令和8年度	円
	令和9年度	円

注1 金額は訂正できません。

注2 見積金額には消費税等を含まないものとします。

注3 見積金額の内訳書（任意様式）を添付してください。

第6号様式

質問書

年 月 日

名称

質問1

質問2

質問3

<連絡先>

住 所	
所属部署	
職 氏 名	
電話番号	
F A X 番号	
Eメールアドレス	

営 業 所 一 覧 表

営 業 所			
名 称	代 表 者	所 在 地	電 話 番 号
(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計	箇所		

記載事項 「主たる営業所」とは通常、本社、本店等をいう。

第3号様式の1

(前年)

年分 (. 1. 1 ~ . 12. 31) 又は 年度分 (. . ~ . .)

業務実績書

※関係業務すべての実績を記載してください。

番号	発注者(発注機関)	元請 ・ 下請	業務の名称	受注金額	委託期間
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月

(注意)

実績は、別海町の受注実績を優先に記入し、別海町の実績がなければ他の官公庁又は公共団体等の受注実績を記載してください。なお、官公庁又は公共団体等の実績がない場合は、民間個人等の実績について記入してください。

(前々年)

年分 (.1.1～ .12.31)又は 年度分 (. . ～ . .)

業務実績書

※関係業務すべての実績を記載してください。

番号	発注者(発注機関)	元請 ・ 下請	業務の名称	受注金額	委託期間
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月
				円	年 月
					年 月

(注意)

実績は、別海町の受注実績を優先に記入し、別海町の実績がなければ他の官公庁又は公共団体等の受注実績を記載してください。なお、官公庁又は公共団体等の実績がない場合は、民間個人等の実績について記入してください。

誓約書

別海町長様

私は、別海町史等編さん業務の契約候補者の選定にあたり、暴力団員（別海町暴力団排除条例（平成24年別海町条例第23号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（条例第2条第3号に規定する暴力団関係事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、失格とされても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、別海町が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者

委任状

年 月 日

別海町長 様

委任者 所在地

商号又は名称

役職・氏名

私は、下記の者を代理人と定め、別海町史等編さん業務の契約候補者選定に係る次の権限を委任します。

記

【委任事項】

- 1 参考申込書等の提出に関する事項
- 2 質問書の提出に関する事項
- 3 提案説明に関する事項
- 4 契約の協議等に関する事項

【委任期間】

令和8年 月 日 から 令和8年5月31日 まで

受任者 所在地

商号又は名称

役職・氏名

■審査表(別海町史等編さん業務委託公募型プロポーザル)

No.	区分	審査基準	基準詳細
1	共通	業務実績	他自治体の業務の実績は十分か。
2			他自治体の業務の実績内容は優れているか。 (説明資料として製本した年史等がある場合は、その評価も加える。)
3		業務体制	各作業に必要な知識・経験を有する担当者が適切に配置されるか。 担当者の複数配置により、町からの依頼・連絡に速やかに対応できる体制が整備されるか。
4		進行計画	町との連携を重視した計画が作成されるか。 各作業が実現可能な時期に設定されるか。 進行予定の事前協議、進捗状況の報告が行われるか。
5		企画・構成	編さん方針等を十分に理解した町史等の案が提案されるか。 様々な情報が入った基礎年表を作成するか。 案の採用後、町の意向を十分に確認した上で、構成を検討し、決定できるか。
6		編さん委員会	すべての会議に担当者が参加し、資料の説明や意見の聞き取りを行うか。 分かりやすい会議資料を作成し、町に提供できるか。
7		資料収集	資料収集は町だけではなく事業者も行うか。 資料の収集前に必要書類の一覧等を作成し、町と協議するか。 収集した資料は、適切に整理・管理されるか。
8		現地調査	現地調査、取材は町だけではなく事業者も行うか。 調査等の結果は、適切に整理されるか。
9		町民周知	町史等の周知(作成状況の紹介、意見募集等)に協力できるか。 他自治体で町民周知に協力した実績はあるか。
10		原稿執筆	編さん方針や町の意向等を十分に反映した執筆を行えるか。 適切な執筆要領が作成されるか。原稿の点検は厳正に行われるか。 執筆内容に関する町の修正指示を十分に確認し、反映できるか。
11	記念誌	紙面編集	編さん方針や町の意向等を十分に反映した紙面を作成できるか。 原案の点検は厳正に行われるか。 紙面内容に関する町の修正指示を十分に確認し、反映できるか。
12		印刷製本	読みやすい文字、見やすい写真等に印刷できるか。 長期間の保存に耐えられる製本がされるか。
13		電子データ化	町のホームページ掲載用に電子データ版を作成できるか。
14	共通	成果品納品	成果品を適切に整理し、他事業者でも扱いやすい状態にできるか。 町の指定する方法で、指定する時期に納品できるか。
15		独自提案	仕様書記載事項のほか、独自の提案があるか。
16		見積金額	金額設定は適正であるか。

別海町開基 150 年
『別海町史』編さん基本方針

1 目的

別海町は、明治 12 年（1879 年）7 月の別海外四カ村戸長役場設置から令和 10 年（2028 年）で開基 150 年となることから、これまでの町の歴史的な歩みを振り返り、貴重な財産である歴史資料を基に町史を刊行し、後世に歴史を継承することで、町民の地域に対する理解を深め、郷土愛を一層育み、魅力あるまちづくりに寄与する。

2 留意事項

- （1）正確で学術的に高い水準の内容とする。
- （2）地域の様々な歴史資料を広く収集し、町民の視点で編さんする。
- （3）インターネットを利用した公開を行い、多くの方々が活用できる町史とする。（別海町百年史及び別海町三十年史も併せて公開を行う。）

3 構成

- （1）掲載内容は、別海町百年史（別冊附録を含む。）及び別海町三十年史の内容を再編集し、令和 10 年までの各分野における新たな情報を加えたものとする。
- （2）掲載項目（目次）は、別海町百年史の項目を基本とする。
- （3）A 5 サイズ、白黒、2,400 ページ以内、全 2 巻以内とする。

4 刊行

- （1）令和 14 年度に刊行する。

	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
町史	作成						刊行
記念誌	作成			刊行			

（参考）

式典	準備		開催			
----	----	--	----	--	--	--

- （2）刊行部数は、500 部以内とする。

5 編さん体制

有識者からの意見をもとに調査、編集を行うため、編さん委員会を設置する。

6 事務局

総務部総務防災・基地対策課とする。

7 頒布

総務部総務防災・基地対策課で販売する。（町民価格を設定する。）

別海町開基 150 年
『記念誌』編さん基本方針

1 目的

別海町は、明治 12 年（1879 年）7 月の別海外四カ村戸長役場設置から令和 10 年（2028 年）で開基 150 年となることから、その記念として記念誌を刊行し、町民全体で開基 150 年を振り返り、祝うことで、町民の郷土愛を一層育み、魅力あるまちづくりに寄与する。

2 留意事項

- (1) 写真や図版を多く取り入れ、平易な記述で町民に分かりやすい内容とする。
- (2) 地域の様々な歴史資料を広く収集し、町民の視点で編さんする。
- (3) インターネットを利用した公開を行い、多くの方々に見てもらえる記念誌とする。
- (4) 作成段階から町民への情報周知等を行い、開基 150 年への機運を高める。

3 構成

- (1) 掲載内容は、明治 12 年（1879 年）7 月以降の歴史、町内各地域の情報、特集記事等とする。
- (2) A4 サイズ、フルカラー、112 ページ以内とする。

4 刊行

- (1) 令和 11 年度に刊行する。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
記念誌	作成			刊行			
町史	作成						刊行

(参考)

式典	準備		開催			
----	----	--	----	--	--	--

- (2) 刊行部数は、1,000 部以内とする。

5 編さん体制

有識者からの意見をもとに調査、編集を行うため、編さん委員会を設置する。

6 事務局

総務部総務防災・基地対策課とする。

7 頒布

記念式典の参加者に配付するほか、関係者等にも配付する。